

日本工学会フェロー制度大綱

制定：平成 20 年 5 月 23 日 理事会

改訂：平成 24 年 11 月 15 日 理事会

改正：平成 25 年 11 月 15 日 理事会

改正：平成 28 年 12 月 1 日 理事会

(目的)

第 1 条 工学・工業の分野において顕著な業績を上げ、工学に関する幅広い見識を持っている個人を本会として称え、俯瞰的な立場から活動을續けて戴くための称号として、日本工学会フェローを授与する。

(資格)

第 2 条 フェロー候補者は、原則として、次の(1)号および(2)号に該当する者とする。
(1) 工学・工業分野において、学術・技術の発展に顕著な業績を挙げ、わが国を代表する者
(2) 本会の活動の主旨を理解し、学協会を束ねるような活動をする意思があり、貢献が期待できる者

(候補者の推薦)

第 3 条 フェロー候補者の推薦は次によるものとする。
(1) 本人が所属する本会の正会員、団体会員及び維持会員が所定の推薦書によって推薦する。
(2) 本会理事会が、本会の役員経験者あるいはその他から推薦する。
2. フェローの募集は年 1 回行うものとする。

(選考)

第 4 条 フェローを選考するために理事会のもとにフェロー選考委員会を時限的に設置する。

(認定)

第 5 条 フェロー選考委員会は選考結果を理事会に報告し、理事会がフェローを認定する。
2. 認定されたフェローには本会会長からフェロー称号の証を授与する。

(協賛金)

第 6 条 フェローは別途定める協賛金を各年度毎に納付する。
2. この協賛金は本会の公益目的事業遂行のために充当する

(退任)

第 7 条 フェローは本人の書面による申請により退任することができる。
2. フェローが次の各号の一に該当するときには、理事会において退任させることができる。
(1) 本会の定款または規則に違反したとき。
(2) 本会の名誉を傷つけまたは本会の目的に反するような行為があったと認められるとき。

第 8 条 本大綱の改廃は理事会の決議により行う。

付則

1. 本大綱の改正は平成 28 年 12 月 1 日から施行する。